

2-2. 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合に、一時的な費用(上限10万円)を貸し付ける資金です。この資金のみ、連帯保証人・連帯借受人は不要です。



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 障がい者世帯
- 高齢者世帯

※生活保護世帯は対象となりません。

緊急小口資金は連帯保証人・連帯借受人は不要です。

※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者が属する世帯」であることが必要です。

借入ケース例

- ① 医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要。
- ② 火災等被災によって生活費が必要。
- ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要。
- ④ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要。
- ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いによる支出増。
- ⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じる。
- ⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき。
- ⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要。
- ⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められる場合。



緊急小口資金の利用について

原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。

※一定の安定した収入があり、一過性の事由により資金を必要としている場合等を除く。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利息
福祉資金 緊急小口資金	100,000円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利息
返済例	元金100,000円 12月(12回)の場合 月額8,330円(最終回8,370円)			

必要な書類

内容	対象者	書類(2つ以上ある場合はいずれか)
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●健康保険証の写し ●本籍地が記載された住民票(世帯全員分)
世帯の所得が分かる書類	借入申込者	●源泉徴収票 所得証明書等(世帯全員分) ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等(3カ月分程度) ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
その他	借入申込者	●必要に応じ、運転免許証の写し、借入申込者の顔写真が添付された証明書等 ●その他、貸付審査に必要な書類 ●必要に応じ、自立相談支援機関の相談受付・申込票等の写し、プラン兼事業等利用申込書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

❖生活福祉資金 Q&A

Q1. 据置期間(すえおききかん)とはなんですか?

A1. 据置期間とは資金の借入後、返済を開始するまでの猶予期間のことをさします。この間は無利息となります。資金の種類によって、据置期間が異なります。

Q2. 返済期間に返済完了できない場合はどうなりますか?

A2. 返済期間は、貸付時に決定となりますが、資金によって指定できる期間が異なります。決定した返済(償還)期間内に返済(償還)完了できない場合、延滞利息(返済していない借入金の新たな利息)が発生します。

Q3. 民生委員の関わりがないと利用することはできませんか?

A3. 資金の借入れにあたってはお住まいの地区の民生委員の意見書が必要となります。民生委員の支援を受けたくないといった場合は利用することはできません。岩手県内には3,734名の民生委員がおり、生活上の悩みや困ったこと等の相談を受けています。地区の民生委員については、お住まいの市町村の社会福祉協議会に確認してください。

Q4. 母子世帯ですが、利用することはできますか?

A4. 母子世帯や父子世帯、寡婦世帯の方は、母子・父子・寡婦福祉資金のご利用を優先していただきます。お住まいの市町村役場にお問い合わせください。